

# いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金（受付再開）

エネルギー価格の高騰により経費負担が増加している市内中小企業者等に対し、市独自の補助金を交付することで、その負担軽減を図り、事業継続を支援します。

この度、未申請の方を対象に、**令和7年11月4日（火）より受付を再開**いたします。

## 対象事業者

### 以下の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

- ① 市内に住所、又は主たる事業所を有すること。
- ② 令和6年度以前から継続して市内において事業を営んでいること。
- ③ 令和6年度までの市税等を完納していること。
- ④ 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

## 対象経費

### 令和7年7月～9月に事業で利用し、かつ支払済の電気料金、および燃料費（ガソリン代、灯油代、軽油代、重油代、LPガス代）

- ※ 税込金額での申請です。
- ※ 市内にある事業所、店舗、工場等で発生した、事業に係る経費に限ります。
- ※ 個人事業主の方で、自宅や自家用車を事業と兼用している場合は、確定申告と同様に事業費率と按分します。

## 補助額

### 対象経費の合計額の $\frac{100}{115} \times 15\%$ で算出する金額

- ※ 1,000円未満の端数は切り捨てるものとします。
- ※ 算出額が5,000円に満たない場合は、補助対象外となります。
- ※ 市内に複数の事業所等を有する場合は、合算した上で申請してください。

#### 【上限額】

- ① 法人（常時使用する従業員が6人以上） → 60万円
- ② 法人（常時使用する従業員が5人以下） および個人事業主 → 30万円

## 受付の詳細

#### 【提出先】

〒298-8501 いすみ市大原7400-1  
いすみ市役所 水産商工観光課 水産商工・食のまちづくり班  
(TEL 0470-62-1119)

※ 様式等は、窓口にて配布しております。

また、こちらのQRコードからもダウンロードいただけます。▶

市役所HP



#### 【受付時間】

午前：8：30～11：30 午後：13：00～17：15 ※平日のみ

#### 【受付締切】

令和7年12月26日（金）※当課必着

- ※ 1事業者につき、1回のみの申請とします。
- ※ 予算額に達した場合は、上記期日を待たずに終了いたしますのでご了承ください。
- ※ 岬・夷隅地域市民局への持ち込みや、郵送でもご申請いただけます。ただし、当課に到着するまでに日数を要しますのでご注意ください。

その他、申請に係る注意事項等は裏面をご一読ください。

**チェックを行いご確認ください。****●共通**

- ☐ いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書（様式第2号）
- ☐ いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付請求書（様式第4号）
- ☐ 申請を行う対象経費の利用期間、利用額、および支払済であることを証明する書類の写し
- ☐ 振込先通帳の写し

**●法人の場合**

- ☐ 直近の確定申告書別表一、および法人事業概況説明書の写し

**●個人事業主の場合**

- いずれか

{

☐ 青色申告の方  
直近の確定申告書第一表、および所得税青色申告決算書の写し

☐ 白色申告の方  
直近の確定申告書第一表、および収支内訳書の写し

☐ 市県民税申告の方  
直近の住民税申告書及び収支内訳書の写し
- ☐ 事業主の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し

**【申請全般】**

- エネルギー料金の書類や確定申告書類など、必要書類はあらかじめご自身でコピーをお願いいたします。窓口での紛失を防ぐため、原本はお預かりできません。
- 光熱費をQRコード決済や携帯電話の料金合算で支払っている場合の支払済証明は、支払先が明記された決済履歴や利用履歴をコピー、または印刷してお持ちください。（スクリーンショットを印刷する形でも構いません。）
- 明細票や領収書の破棄・紛失、また（インターネット発行などで）紙面が手元に届かず見方がわからない等により、対象経費の利用期間や金額が不明の場合は、恐れ入りますがご契約の電力・ガス会社やカード会社にお問い合わせいただき、再発行などを依頼した上でご申請ください。

**【電気・ガス料金】**

- 当月に支払った（請求された）分は、当月に利用した分とは限りません。  
対象経費は「利用した分」となりますので、検針票や明細票などに記載されている検針期間や利用期間をご確認いただき、7月～9月に利用した分をご申請ください。
- 利用（検針）期間が月の途中で区切られている場合は、日数が多い方の月が利用月となります。  
例）6月10日～7月9日 → 6月利用分（対象外）  
6月25日～7月24日 → 7月利用分

**【燃料費】**

- 洗車やエンジンオイル購入の整備等に係る費用、また飲食物やたばこは補助対象外となりますので、支払に含まれている場合は差し引いてください。